

# 知立市議会議会改革のあゆみ 《議会基本条例編》



知立市議会  
議会改革特別委員会



# 1. 議会改革推進の背景

- 地方分権社会における市議会の役割・責任の増大
- 議会活動及び議員活動に対する市民の疑問や批判



**市議会に対する改革の必要性**



**議会と議員の行動指針の明確化**

## 2. 議会基本条例制定の経過

平成22年12月定例会  
議会改革特別委員会 全会派一致にて設置

平成23年11月 市民アンケート実施

政策部会  
15回開催

作業部会  
12回開催

特別委員会  
31回開催

平成25年1月25日～2月7日(14日間) 市民からの意見募集

平成25年2月 条例案確定 3月定例会にて全会一致で可決・制定

# 3. 議会基本条例制定の趣旨

議員が行動する議会

市民に開かれた議会

議員が議論する議会

議会改革

二元代表制における議会機能の強化

議会の活性化

市政の発展

市民福祉の増進

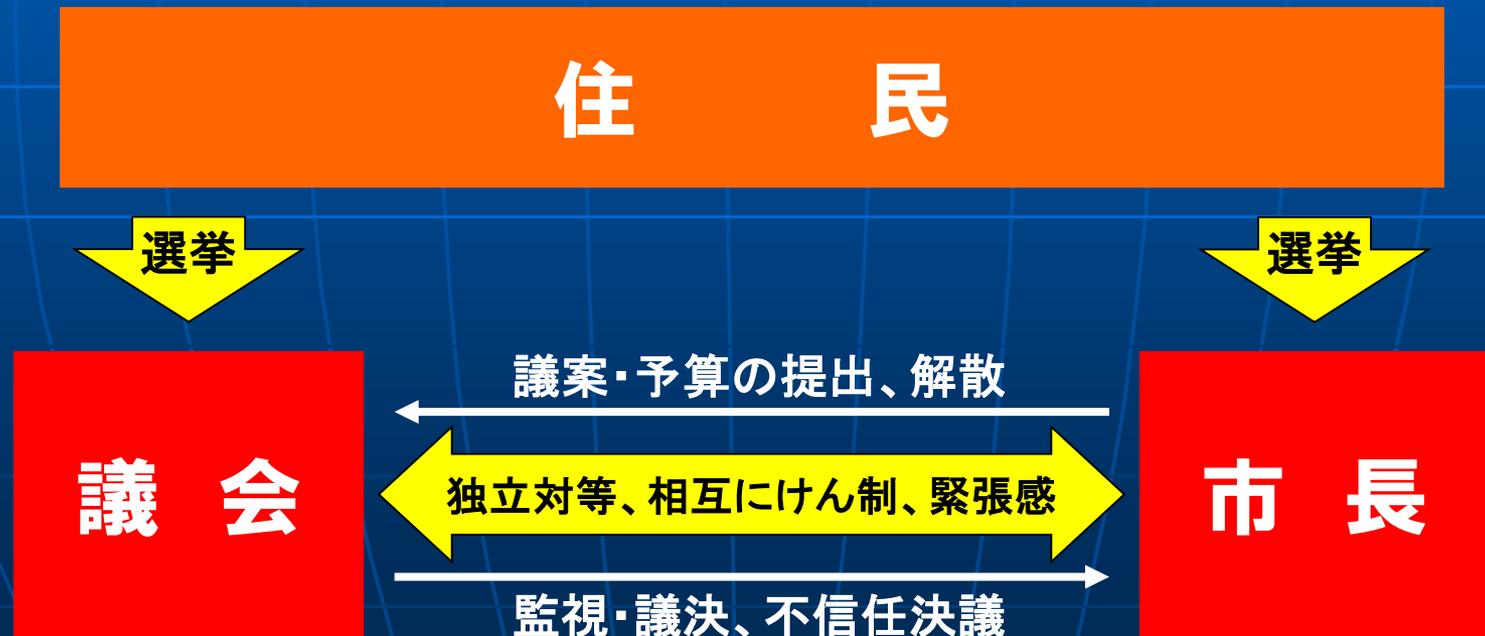
# 4. 市政のしくみと二元代表制

## □ 二元代表制

日本国憲法第93条第2項

議員と首長をともに住民が選挙する制度を規定

## □ 市政のしくみ



# 5. 議会関係例規の体系図②

## 議会基本条例

### 前 文

### 第1章 総則

### 第2章 議会の活動原則

### 第3章 議員の活動原則

### 第4章 市民と議会との関係

### 第5章 議会と市長等との関係

### 第6章 議会運営

### 第7章 議会の体制整備

### 第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇

### 第9章 条例の検証及び見直し手続

議員定数条例（自治法91条1項）

定例会条例（自治法102条2項）

会議規則（自治法120条）

委員会条例（自治法109条）

議会傍聴規則（自治法130条3項）

議員政治倫理条例

政務活動費条例（自治法100条14項）

議員報酬条例（自治法203条）

各派代表者会議規程

議会広報紙発行規程

事務局条例（自治法138条2項）

図書室規程（自治法100条19項）

議決すべき事件を定める条例

## 6. 基本条例の骨子

- ① 「市民に開かれた議会」
- ② 「議員が議論する議会」
- ③ 「議員が行動する議会」

これらの3本柱の実現に向けた議会運営の理念、その理念を具体化するための制度、活動原則などについて定めています。

# 7. 特徴①「前文、目的・基本理念」

- ① 前文、目的・基本理念は、日本国憲法の前文の理念を基本とし、市政は市民の負託によるもので、その権利の源は市民にあるとし、主権在民を基調とする民主主義の原理を明記しました。
- ② 憲法第93条第1項に規定される代表議事機関として、地方自治の本旨の実現を目指しています。
- ③ 憲法第93条第2項に規定される二元代表制を再認識し、この制度のもとで議論を充実させ、議会の活性化を図り、市民の負託にこたえることを目指しています。

## 8. 特徴②「市民に開かれた議会」

条例全体に、公正・公平で民主的な議会運営、情報公開や透明性、説明責任を重視することを明記しています。

第9条「議会の公開や公聴会、参考人制度の導入、請願・陳情の提出者の意見を聞く機会の保障」（平成23年9月定例会から実施）

第10条「議会報告会の開催」

（平成23年12月から定例会ごと開催してきたが、新型コロナウイルスの影響で、会場での開催を見送り、委員会報告をHPに掲載し、メールで意見募集をしたり、オンライン会議システムで開催したり、工夫しながら市民との交流を確保してきた。令和3年8月6日の第36回議会報告会は、市議会として初の高校生議会を開催しました。）

第18条「委員会と市民・団体との意見交換会や出前講座の開催」（平成23年6月、26年10月、27年7月、29年3月、31年4月、令和元年8月に出席講座）

第22条「一般質問録画映像インターネット配信」（平成23年3月定例会から実施）

「質疑録画映像Youtube配信」（令和3年9月定例会から実施）

## 9. 特徴③「議員が議論する議会」 「議員が行動する議会」

第11条「一般質問の一问一答制、市長以下執行部に反問権を認める」

(平成21年12月から一问一答、反問権については、平成23年12月定例会から趣旨確認の範囲で認め、令和2年12月定例会から一般質問に対する市長の反問を認める)

第13条「予算・決算における政策説明資料の要求」

第16条「議員相互の自由討議による合意形成」

第17条「政策討論会の開催による、政策立案・政策提言の強化」

等の制度を規定しました。

# 10. 特徴④「基本条例に関連した 議会例規の整備」

- ① 議員定数：第24条「議員の定数は、別の条例で定め、改正に当たっては、市民の世論や市の将来予測などを踏まえ総合的に検討する」と規定し、平成25年6月定例会で、議員提出議案として議員定数条例の一部を改正する条例を賛成多数で可決しました。  
(平成26年8月の市議会議員一般選挙から、定数23⇒20人)
- ② 議員の政治倫理：平成24年3月定例会で、議員提出議案として議員政治倫理条例を賛成全員で可決・成立しました。
- ③ 第14条「地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件の拡大(全14の計画と都市宣言)」

# 11. 制定後の活動

議会基本条例  
3月定例会 可決・制定



議会改革の  
最終目標ではない

平成25年4月1日施行

主要課題・議会運営の総点検

条例を遵守した市民に身近で  
開かれた議会運営の実践



形だけの条例



生きた条例  
実効性のある条例

条例に規定した内容を  
実践するしくみづくり



議員間の自由闊達な議論  
更なる議会改革の推進  
議会の活性化



市政の発展  
市民福祉の増進

# (参考) 議会改革のあゆみ(抜粋)

- 平成22年12月議会改革特別委員会を設置
- 平成24年2月第1回議会報告会を開催  
(参加者約300名)
- 平成25年3月議会基本条例を制定
- 令和元年議会改革度ランキング全国27位
- 令和2年8月議会のデジタル化に向けたタブレット導入決定(令和3年2月導入)
- 令和3年2月ペーパーレス会議システム導入・運用開始
- 令和3年4月議会モニター制度開始
- 令和3年5月オンライン議会報告会開催
- 令和3年8月第1回高校生議会開催
- 令和3年11月 マニフェスト大賞優秀躍進賞受賞

# 議会改革のあゆみ・改革取組 《基本編》



知立市議会  
議会改革特別委員会



# 12. 議会報告会

- ① 平成24年2月に第1回開催(平成23年12月定例会分)
- ② 年4回、定例会ごとに開催、令和3年11月3日に37回目を開催。会場は主に中央公民館だが、コロナ禍を機に、オンラインでの開催も始めた。
- ③ 常任委員会報告と意見交換会が基本。他に、市民と議員の合同研修会やタウンミーティング形式の意見交換。
- ④ 全議員参加、議員自ら準備を含め、手作りで行っている。
- ⑤ 議会報告会の記録は、議員が要点筆記で作成。議会報告会でのアンケート結果等の開催結果と市民からの質問に対しての回答書をホームページ等で公開

# 13. 自由討議

- ① 平成24年12月定例会から導入
- ② 運用：実施要綱や運用基準に基づき、委員会にて実施
- ③ 対象案件：すべての議案及び請願・陳情
- ④ 時期：質疑終了後、討論開始前に委員長が諮り開始する。
- ⑤ 時間：1案件につき30分以内。ただし、委員長の判断により延長することができる。
- ⑥ 実施例
  - ・中小企業振興基本条例において修正案が討議され、継続審議となり、次の定例会において修正案可決。
  - ・総合計画、文化芸術基本条例において附帯決議が討議され、本会議において決議案可決。
- ⑦ 課題：機会を設けているが活かせておらず、基本条例第16条を再認識し、議論を尽くすように努める。

# 14. 議決事件の拡大

- ① 平成25年3月定例会 議員提出議案として「知立市議会の議決すべき事件を定める条例」を賛成全員で可決・成立
- ② 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決権の拡大
  - ※ 計画等全14件(まちづくり基本条例による1件を含む。)  
男女共同参画プラン、公共施設等総合管理計画、地域福祉計画、障がい者計画、子ども・子育て支援事業計画、健康知立ともだち21計画、環境基本計画、一般廃棄物処理基本計画、緑の基本計画、都市計画マスタープラン、水道ビジョン、下水道ビジョン、文化芸術推進基本計画、総合計画(まちづくり基本条例で規定)
  - ※ 都市宣言(令和3年4月1日時点)  
生涯学習都市宣言、平和都市宣言

# 15. 政策提言①

- ① 基本条例第17条に、「議会は、市政に関する重要な政策及び課題について、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得て、政策の立案及び提言の強化を図るため、政策討論会を開催するものとする。」と定め、政策討論会実施要綱を策定した。
- ② 実績としては平成26年4月に第1回開催、平成26年度に計8回開催→政策テーマ：平成26年度における議会の議決すべき事件であった5計画を協議したが、政策提言の手法として会派主体の取り組みであったため、主張の異なる意見が散見され、ほとんど機能しなかった。

# 16. 政策提言②

- ① 平成27年10月～平成28年6月 第9～11回開催
- ② 政策テーマ：地方創生
- ③ 地方創生に関する政策提言書(平成28年6月29日提言)
- ④ 政策討論会実施要綱で定めた幹事会としての議会改革特別委員会内に、各会派1名ずつの6議員で構成されたプロジェクトチームを立ち上げ、計9回の協議を重ね、「**知立市人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略**」の4本の柱を基にした6項目からなる政策提言書を作成し、市長に提言→**知立市議会初の全会派一致の政策提言書**

# 17. 政策提言③-1

- ① これらの反省を踏まえ、また、さらなる議会の機能強化の一環として、常任委員会からの政策提言に方針を変更し、委員会改選後に1年間の政策テーマを協議し、それに従って行政視察も含めて所管事務調査を実施し、任期末に委員会として政策提言書を取りまとめ、市長に提出することとした。
- ② 令和3年度からの取り組みだが、3つの常任委員会のうち2つの常任委員会で提言書をまとめて、市長に提出した。
- ③ 市民福祉委員会から提言された「循環型社会の実現に向けた取り組みについて政策提言」では、市として取り組みが弱かった「古布」の回収事業が実施された。
- ④ 建設水道委員会から提言された「インクルーシブな未来の公園づくりに向けた政策提言」は令和6年度予算化された。

# 17. 政策提言③-2

- ① 令和4年度は3常任委員会で提言書を市長に提出した。  
※詳細は市議会ホームページをご確認ください
- ② これまでの知立市議会で慣例的に行われてきた、会派や個人の提言と、議会の公的機関である委員会からの提言の威力の違いが、議員のみならず執行部にも認知されるようになり、3年目となる今年度も3常任委員会で熱心に議員間討議が行われている。
- ③ 委員会からの政策提言がなかったころは、委員会の行政視察も視察先を漠然と決めていた傾向があったが、政策提言を目標にして、テーマを固めその目的にあった視察先を求めるようになり、行政視察の効果が市民にも見える化するようになった。

## 17. 政策提言③-3

議会改革の大きな目的として、行政に対する単なる監視機能、チェック機能だけではなく、市民福祉の増進のための政策提言が行える議会となることは、大きな成果と捉えている。今後も継続して、各委員会でテーマを定め、提言書をまとめていくことを目指しています。

# 18. 予算・決算委員会

- ① 設立：平成26年8月臨時会 全会派一致で常任委員会として設置
- ② 構成：全議員
- ③ 経緯：**予算・決算審査における分割付託は、議案不可分の原則、議案一体の原則に反することから、予算・決算委員会を設置し、一括付託とした。**詳細な審査・調査を行うため、委員会に3つの分科会を置き、委員会が付託を受けた議案等のうち、それぞれの所管の予算・決算に関する事項を分担して審査・調査することとした。ただし、分科会での表決は行わない。

# 19. 議会BCP(業務継続計画)

- ① 平成28年2月22日 「知立市議会における災害発生時対応要領」及び「知立市議会における災害発生時の行動マニュアル」を策定  
⇒災害時における議員としての役割や行動を明確にするもの。災害時には必要に応じて議会内に「知立市議会災害対策会議」を設置…**コロナ対応でも逐次開催**
- ② 令和元年5月 「知立市議会BCP(業務継続計画)」を策定  
⇒大規模災害などが発生した非常事態において、二元代表制としての議事・議決機関、住民代表機関としての議会が、迅速で正確な意思決定と多様な市民ニーズに対応できる議会機能の維持を図るため、必要な事項を定めることにより、災害被害の拡大防止、議会機能の早期回復及びその維持を図る…**感染症にも対応する規定**

## 20. 政務活動費

- ① 平成28年度から見直しを行い、「知立市議会政務活動費の手引き」を平成29年4月1日作成(「申し合わせ」から「手引き」に改訂)
- ② 旅費については、実費とし、旅行雑費を支給しない。宿泊料については、知立市職員旅費条例に規定する市長、副市長及び教育長の金額を上限とし、実費とした。
- ③ インターネットでの公開について、公開済の収支報告書に加え、会計帳簿、視察報告書、領収書を追加
- ④ 支給対象を「会派」から「会派及び会派に属さない議員」に変更

# 21. 議員報酬等特例条例

- 令和元年6月定例会 議員提出議案として「知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例」を賛成全員で可決・成立
- 議員が議会の会議等を長期間欠席した場合又は市民の信頼に反する行為をした場合における議員報酬及び期末手当の支給について特例を定める。
- 90日を超えて議会の会議等を欠席した場合、その期間に応じ、議員報酬及び期末手当を20%から50%減額する。
- 刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留等の処分を受けたときは、議員報酬及び期末手当の支給を停止し、有罪判決が確定したときは、不支給とする。

# 議会改革のあゆみ・取組編 《デジタル化・オンライン化》



知立市議会  
議会改革特別委員会



## 22. 市議会のデジタル化①

- 平成23年4月 **議会改革検討項目にICT化を明示**(インターネット録画配信・LIVE中継、会議録検索システム、タブレットの導入、電子機器使用許可、文書の電子化、メール配信)
- 平成24年～ **先進自治体視察**(流山市、取手市、鯖江市、大津市、安城市、堺市、奈良市、立川市、町田市)計9市
- 平成27年～ **ペーパーレス会議システム研修**(3回実施)
- 議会基本条例第22条第2項においても「議会は、情報通信の技術の発達を踏まえ、本会議の審議の状況等を生中継、録画放送、インターネット等の多様な手段で公開すること等により、より多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう努めるものとする。」と明示したが、**本格的なデジタル化・ICT化には時間を要した。**

## 23. 市議会のデジタル化②

- ① 平成23年3月 市議会のインターネット動画配信スタート  
(PC版)
- ② 平成26年12月 本会議の会議録検索システム導入
- ③ 平成27年9月 議場に大型モニター設置と電子表決システムの導入
- ④ 平成28年3月 委員会の会議録検索システム導入
- ⑤ 平成28年10月 市議会だより編集委員会における調査目的のための電子機器の使用許可
- ⑥ 平成29年4月 議員と事務局間の連絡をFAXからメールに一元化
- ⑦ 平成29年9月 議会資料のホームページ掲載(一部実施)

## 24. 市議会のデジタル化③

- ⑧ 令和元年6月 議会だよりをアプリ「マチイロ」で閲覧可能
- ⑨ 令和元年8月 議会インターネット動画がPCのみからスマホ・タブレットでも視聴可能
- ⑩ 令和元年12月 議会資料のホームページ掲載(告示日に全部掲載)
- ⑪ 令和2年2月 「知立市議会におけるタブレット端末及びスマートフォンの使用に係る運用基準」を制定し、一部の会議においてタブレット等電子機器(私物)の使用を許可
- ⑫ 令和2年5月 **コロナ禍で「書面・対面・接触」のリスクを回避する中で、「議論を止めない」、「公開を止めない」ために電子化・オンライン化の必要性が再認識される**

## 25. 市議会のデジタル化④

- ⑬ 令和2年6月 議場モニターへの電子資料表示を可能に
- ⑭ 会派室のパソコンを使用して、会派代表が事務局とZoom会議を試験的に実施。全員協議会でZoom会議を体験
- ⑮ 令和2年8月 **第121回議会改革特別委員会で、タブレットの導入が決定**
- ⑯ 令和2年9月 委員会条例の改正「開催の特例(オンライン会議)の追加」。議会BCPを補完する「知立市議会新型コロナウイルス感染症対応指針」を策定し、委員会オンライン開催のフローを明示。
- ⑰ 令和2年10月 第33回議会報告会をコロナ対策としてZoomによるオンライン開催や、YouTube配信も検討したが、スキル不足により断念⇒コロナ対策をして対面で開催

## 26. 市議会のデジタル化⑤

- ⑱ 令和3年1月 議会フロア無線LAN環境整備
- ⑲ 令和3年2月 議会防災訓練と災害対策会議をオンラインで開催
- ⑳ 令和3年2月 情報通信端末機器タブレットの導入、ペーパーレス会議システムの導入、グループウェアの導入
- ㉑ 令和3年2月 「知立市議会情報通信機器運用基準」を策定し、3月定例会より公式の会議で電子通信機器の運用を開始。議員、理事者共にペーパーレス会議が可能になった。1年間は試行期間として、紙資料の配付も併用し実施。
- ㉒ 令和3年5月 第35回議会報告会をオンラインで開催
- ㉓ 令和3年8月 オンライン委員会運営要綱を策定

## 27. 市議会のデジタル化⑥

- ②④ 令和3年11月 第37回議会報告会をハイブリッド(対面参加とオンライン参加)方式で開催
- ②⑤ 令和4年3月 試験運用を終了し、原則紙資料の配布を終了
- ②⑥ 紙資料を製作しなくなったことにより、これまで傍聴者に配布していた参考資料がなくなってしまった。代わりに会議資料を、ペーパーレス会議システムのタブレット画面をスクリーンに映すことを始め、これによりこれまで以上に、内容が傍聴者に伝わるようになった。
- ②⑦ 令和4年9月 建設水道委員会出席者が濃厚接触候補者となり、常任委員会にオンラインで出席し、質疑、採決に参加した。
- ②⑧ 令和4年11月 議会運営委員会出席者が のため、議会運営委員会にオンラインで出席し、協議に参加した。

## 28. 市議会のデジタル化⑦

- これらの経験を通じて、全議員がオンラインの利便性と可能性を実感し、今後は議会運営以外に、研修や議会報告会等もICTを有効活用して行っていこう、という方向性が確認され、その後の改革につながっている。
- 現在は、オンラインでの視察受け入れや、研修の依頼も行っており、時間や場所に捉われず議会活動が活発になる。
- 有事の際でも「公開を止めない」、「活動を止めない」、「議論を止めない」ために有効な手段。さらに有効に活用するためのプロジェクトチームを発足した。

⇒議会DX推進PT

# プロジェクトチームの発足 「知立市議会DX推進PT」

タブレットの導入（契約行為）やハード面の整備は**事務局主導**  
（システム運用やアプリについても事務局主導になりがち）



便利に使いたい議員と  
管理したい事務局の間に齟齬

運用や利便性の向上について、**議員主導**で検討する組織が必要

## 知立市議会DX推進PTの発足

- DX推進のPTだが、**精通した議員と、そうでない議員のハイブリッド構成**
- 精通した議員だけだと、方向性が偏りがちになる。様々な立場の議員の声を聴き、何がわからないのか、どこが不便・不安なのか把握しながら、**チーム議会でDXを推進していく**

## 29. 市議会のデジタル化⑧

議会のICT化は、単なるペーパーレスに留まらず、タブレットやクラウドなどの活用により、**情報収集、情報処理、情報伝達、情報共有などの能力向上**につながり、議会活動が活発になる。

知立市議会では、10年前からICT化の議論をしてきたが、普段使っていない人にはその利便性がなかなか理解されず、進まなかった。



コロナ禍が転機となる。

**デジタル化の有用性が認知**され、知立市議会でも導入が一気に進んだ。

# 30. 市議会のデジタル化⑨

## 【導入の効果】

- ① 紙資料が減少し、紙代・印刷代・管理労務費が削減できた
- ② 資料閲覧が簡単になり、労力と時間が節約できた
- ③ データを携行することで、市民への説明の際にも有効に活用できた
- ④ 情報の送受信が迅速になり業務の迅速性が向上した
- ⑤ オンラインで会議を開くことができるため、時間・場所を問わなくなった

⇒結論：慎重派も積極的に活用(自前PCも活用)

# 31.オンライン議会報告会①

- 令和3年5月 第35回議会報告会を、初めて市民とオンラインでつないで開催

⇒直前までリアルで開催するかオンラインに切り替えるか迷ったが、リスクを感じながら市民を集めて開催することには抵抗感がある。

- このコロナ禍だからこそ、市民とつながりたい（声を聴きたい）のに、集まらない歯がゆさ

⇒オンラインが解決策

- 議員は議事堂委員会室に参集し、市民はオンラインで参加する「ハイブリッド方式」を採用。

※この地域では初の取り組み

⇒地元ケーブルテレビでトピックになった。

KATCH  
TIME 30

知立

市民に開かれた議会を  
知立市議会の“議会改革”

市議会6月定例会

知立市役所 5階 議場

地元ケーブルテレビや新聞の地方欄で紹介

知立市議会 議会改革  
平成22年からスタート

KATCH  
TIME 30

## 市議会6月定例会

知立市役所 5階 議場

知立

市民に開かれた議会を  
知立市議会の“議会改革”



画像提供：知立市議会事務局





## 32.オンライン議会報告会②

- **オンライン参加者48名（うち議員20名）**
  - ⇒急な変更により周知期間が足らなかったが、市の公式LINEアカウントや議員のSNSなどを通じて拡散
- **28名の参加者のうち11名がアンケートに回答**
  - ⇒Google Formの利用で、参加者の声を聴くことができた。令和2年5月の際は、HPでの報告のみとし、メールでの意見・感想を募集したが、反応は「0件」だった。
- **年代も通常よりも若く、初参加が多くみられた**
  - ⇒リアル開催と、参加人数の大きな変動はないが、これまでとは異なる参加者が多く、ある意味では「**新たな手法により、新たな参加者を得る**」ことができた

# オンライン議会報告会③（議員の感想）

- 説明者による共有画面操作での説明は、会場でプロジェクターを見るよりも**わかりやすい**
- 運営としては、**オンライン参加者が会場と同じ臨場感で参加**できるように、オーディオインターフェイスなどを使用して会場のリアルな音声と映像を配信する必要がある。
- 議会広報（「こんにちは知立市議会です」5月1日発行）での案内では、オンラインの可能性も含みながら、リアル開催での案内だったため、当日会場に来た市民がいた。



次回以降の開催は、リアルでの開催を主軸に、オンラインでの参加も可能な**ハイブリッド方式を通常方式**とする（決定）

# オンライン議会報告会④（まとめ）

- 初めての試みで市民の参加があるのか不安もあったが、広報（ホームページ等）だけでなく、個々の議員の声かけ（SNSを含む）は必要（実施に関する議員間の意識の格差は止む無し）。
- 技術的な不安は、人材が居なければ学びながらクリアしていくしかない（自分が汗をかく。ネットには情報が溢れている）。
- 技術的な検証やオンラインならではの運営方法について、協議を重ねてこぎつけたが、新たな市民の参加や、非接触・非対面での交流が実現することができ、**新たな住民参画の形**が見えた。

# 第6波の感染拡大を受けて

- 2月5日に開催予定「第38回議会報告会～市民と議員の合同勉強会～（講師：土山希美枝教授）」
- 新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、愛知県に「まん延防止等重点措置」が適用
- 議会報告会は基本条例に規定した、不要不急ではない議会にとって大切な事業
- 市民を会場に集めるのではなく、会場と市民をオンラインでつないで、講演&意見交換会を実施した

## 第38回議会報告会 ～市民と議員の合同研修会～

日時：令和4年2月5日（土）

午後1時30分～午後4時

オンライン（Zoom）開催

※広報ちりゅう2月号にて中央公民館講堂での開催を御案内しておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大をうけ、感染防止の観点から、市民の皆さまにはオンラインでのみ御参加いただくことに変更いたしました。

参加される方は、ミーティングID等を入力されるか、もしくはQRコードよりご参加ください。

【ミーティングID】964 9107 4770

【パスコード】#kika10205



第38回議会報告会は、法政大学法学部土山希美枝教授を講師としてお迎えして開催します。



講師

・法政大学法学部教授

・内閣府附属機関

第33次地方制度調査会委員

土山 希美枝 氏

議題

「一般質問を市民と議会の責務にするには」

新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ず中止になる場合があります。開催の可否や開催方法については、下記お問い合わせ先またはホームページにてご確認ください。

主 催：知立市議会

お問合せ：知立市議会事務局

T E L: 0566-95-0137

# オンライン視察・オンライン研修

- オンラインを活用して、視察の受け入れを実施している。
- 議会改革特別委員会の研修を、会津若松市議会の目黒議員を講師として招き、オンラインで研修を行った。



## 33.オンライン委員会開催に向けた例規整備

- 令和2年4月30日の総務省自治行政局行政課長の通知「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について」が発信され、地方自治法第245条の4の規定に基づく「技術的な助言」として、条例や会議規則等に定めることにより、感染症のまん延防止措置の観点等から、参集が困難と判断される実情がある場合に、オンラインで委員会を開催することは差し支えないとの見解が示されたことから、知立市議会においても、令和2年9月9日に委員会条例を改正した。

### 【総務省通知】

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000750362.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000750362.pdf)

### 【Q&A】

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000698485.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000698485.pdf)

# 知立市議会委員会条例（開催の特例）

第15条の2 委員長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生等により委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話をするることができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した委員会を開催することができる。

2 前項の場合において、委員は、委員会にオンラインによる出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 前項の規定により委員長の許可を得て委員会に出席した委員は、次条、第17条第1項及び第30条第1項の出席委員とする。

# 知立市議会委員会条例改正

## 第15条の2

4 オンラインを活用した委員会の運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。

※詳細については「議長が定める」としたままで、実際には何も決まっていなかった。



具体的な運営要綱を設置したほうが、安定的な議会運営が図れるのではないか？という提案により、議長の指示を受けて、議員有志と議会事務局の協働で要綱の作成に取りかかった。

# 34. オンライン委員会運営要綱

要綱の作成では、先進的にオンラインに取り組んでいる議会、その中でも要綱の有無があり、要綱等がインターネット上に公開されていた「大阪府」「大阪市」「熊本市」「横須賀市」「芽室町」の各議会の成果品を参考に知立市版をまとめた。



議会改革特別委員会、議会運営委員会で承認され、令和3年8月31日付で制定し、令和3年9月定例会より運用できるようになった。

# オンライン委員会対応マニュアル

運営要綱に記載された内容を、すべての議員（委員長）が理解できるように、対応マニュアルを作成し配布。

令和4年2月に、各常任委員会でオンラインを活用したりハーサルを実施し、有事に備えた。



改選後ではあったが、令和4年9月定例会において、委員会をオンラインで開催することとなり、準備が活かされた。→これも議会BCPの理念

# 35. 市議会のデジタル環境

- タブレット端末:iPadPro12.9インチ※
- ペーパーレス会議システム:SideBooks
- グループウェア:サイボウズOffice
- Wi-Fi環境:SSIDステルス機能
- 通信費:1/2公費、1/2政務活動費



※市議会の備品として購入し、  
議員に貸与

- Appleペンシル、カバーも貸与
- キーボード等は個人で準備



# 議会改革のあゆみ改革取組編 《市民に開かれた議会》



知立市議会  
議会改革特別委員会



# 36.市民に開かれた議会

市民福祉の増進に努める議会とは？

＝市民との交流はどれほどあるか？

⇒議員個人としては、支援者や地元住民との交流はあるが、議会としては、市民とどのような関係を築いているか？

議会報告会を定例会ごとに行い、第2部の意見交換会で市民の声を聴いてきたが、さらに充実させる制度として、新たに導入。

- ① 議会モニター制度
- ② 高校生議会



Manifesto  
Awards

# 37.市民に開かれた議会①

**議会モニター制度**…知立市議会の機能強化の一環として、市民の意見を活用し、市民の信託に応える議会運営をめざす市民参画制度の1つとして導入。

（議会基本条例第4条第2項、3項、4項）



# 議会モニター制度

## 議会モニター制度とは…

市民から議会活動や委員会活動、議員活動についての意見、要望等を聴取し、より市民ニーズを反映した議会運営を図り、市民の信託に応える議会にするために議会モニター制度を設置した。

令和5年度  
知立市議会  
モニター

# 募集

募集期間 令和5年2月3日(金)～2月24日(金)



募集人員 3人程度 募集資格

任期 1年 募集内容

- ・満18歳以上の市内在住、在勤又は在学の人
- ・国又は地方公共団体の議員でないこと（過去同議員であった人も含む。）
- ・国又は地方公共団体の常勤の公務員でないこと
- ・本会議・委員会等を傍聴し、議会運営に関する意見の提出
- ・議会報告会、市議会だより及び市議会ホームページに関する意見の提出 等

※詳しくは下記問合せ先まで

申込み・問合せ  
知立市議会事務局

〒472-8666 知立市広見三丁目1番地  
TEL 0566-95-0137 FAX 0566-83-5565  
メール gikai@city.chiryu.lg.jp

# 議会モニター制度

## 活動内容・・・議会モニター設置要綱第2条

- ・ 議会本会議や委員会等を傍聴し、議会運営に関する意見の提出
- ・ 議会報告会等の協議調整の場、市議会だより及び市議会ホームページに関する意見の提出
- ・ 議会が行うアンケート調査への回答
- ・ 議会モニター会議及び懇談会への出席

# 議会モニター制度

## モニターの募集・・・議会モニター設置要綱第3条、4条

### ■ 応募資格

- ・ 議会運営に関心がある満18歳以上の市内在住、在勤または在学の人
- ・ 国会議員または地方公共団体の議員（過去に同議員であった人も含む。）でないこと
- ・ 国または地方公共団体の常勤の公務員でないこと
- ・ 過去にモニターに委嘱されたことがないこと（定数に満たない場合は、この限りではない。）

■ 募集人数…公募は3人程度（その他議長推薦もある）

■ 任期…1年（1回限り再任を認める）

■ 謝礼…無償

# 議会モニター制度

モニター会議…年に2回議会モニター会議を開催し、年度初回は専門的知見からの助言として、法政大学法学部土山希美枝教授にご講演をいただき、議員と意見交換を行いました。



令和5年度議会モニター会議の様子

# 本会議におけるスクリーン への資料提示

- 知立市議会では、全ての本会議資料を告示日にホームページに掲載し市民に公開し、会議傍聴者には紙資料を閲覧できるよう、議会事務局窓口で貸与していた。
- ペーパーレス化の推進および議会資料の閲覧性向上のため、令和4年度から傍聴者への紙での資料配付・貸出を廃止し、スクリーンにて資料を閲覧できるよう、資料の提供方法を変更した。
- 定例会・臨時会の資料は、引き続きホームページの定例会・臨時会資料のほか、市役所5階の図書・資料室で閲覧できる。



紙から  
スクリーンへ



## 令和4年度から 傍聴者への資料の提 供方法が変わります

ペーパーレス化の推進および議会資料の閲覧性向上のため、令和4年度から傍聴者への紙での資料配付・貸出を廃止し、スクリーンにて資料を閲覧いただくよう変更いたします。ご理解、ご協力をお願いします。

お問合せ：知立市議会事務局 ☎0566-95-0137



## 38.市民に開かれた議会②

**高校生議会**…選挙年齢の引き下げにより、政治や選挙が身近なものとなった高校生に、議会活動を体験してもらい、地方自治への関心を高めてもらうとともに、高校生の視点から広くまちづくりについての意見を聞き協議する機会を設けることを目的として開催。



# 高校生議会

## 開催の背景

- ・ 2020年の市制施行50周年にあわせて、市議会50周年記念事業として企画されたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、開催は見送られた。
- ・ 企画段階で高校側と準備を進めてきた中で、記念事業に係らず開催する意欲がお互いになり、翌年に感染症対策を徹底して、議会報告会の代替えとして、第1回高校生議会が開催された。

# 高校生議会

## 企画・運営

- ・ 議会改革特別委員会に「高校生議会部会」を設置し、市内3つの学校側と協議を進めた。
- ・ 「高校生議会実施要領」を作成し、それに伴い開催した。
- ・ 令和3年度の第1回、令和4年度の第2回で開催方法を変更したが、どちらも小グループに分かれて高校生からの意見を聞き、内容を取りまとめた。
- ・ 令和5年度は12月26日に土山教授の助言で新たな方法で開催。令和6年度も12月に開催予定。

# 高校生議会

## 内容（第1回）

- ・ 知立高等学校 「LGBT の生徒に対する対応について」
- ・ 学校法人山本学園 「知立の交通整備」
- ・ 知立東高等学校 「市内の子どもたちの縦のつながりと教育について」  
→高校生議会の開催結果や、高校生の意見についてまとめ、知立市長に報告した

# 高校生議会

## 内容（第2回）

高校生議員と市議会議員が5つの委員会に分かれ、各委員会に付託された協議テーマについて調査・協議（意見交換）を行った。委員会では、高校生が事前に調査した内容を報告し、その内容について議員を交えて意見交換を行い、その内容を提言としてまとめた。

- ・ LGBT検討委員会…教育現場から理解を深める改革を
- ・ 選挙検討委員会…選挙の投票率向上について
- ・ 税金検討委員会…税金（ふるさと納税など）について
- ・ 知立市の開発検討委員会…知立駅周辺とその他の地域の開発について
- ・ 多文化共生検討委員会…外国人との共生について

# 高校生議会

## 内容（第3回）

- 法政大学土山希美枝教授にファシリテーターとしてご参加いただき、若き市民である高校生の意見を対話のテーマとして、議員を交えて協議を行った。
- 形式的な一般質問のようなやり取りではなく、高校生と議員が生々のやり取りをすることによって、様々な意見が活発に出てきた。
- 高校生にとって、「議会や議員を身近な存在と感ずることができた」、「自分たちの意見が反映されるとうれしい」など、前向きな感想が多くみられた。
- 令和6年度も第4回を12月に開催予定。

## 知立市議会

### 「高校生議会」

愛知県知立市議会(定数20)は昨年12月26日、高校生に地方自治への関心を高めてもらおうと、「高校生議会」を開催した。議会による主権者教育の一環。高校生と議員の話し合いでは、法政大学の土山希美枝教授がファシリテーターを務めた。当日は、高校生36人と議員20人が参加。執行部が主催する一般質問形式の高校生議会とは異なり、議会主導によるワークショップ形式の高校生議会は、全国的にも珍しいという。

#### ◇土山氏の進行で話し合い

本会議場で高校生は、事前に考えてきた「政策提案」を発表。五つのチームが▽若者、市民が集うまちづくり▽市内特産品「マコモタケ」PR案▽市のブランドینگ▽気軽に参加できる地域交流の場「アワーパーク」▽安心・安全・住み良いまちづくりについて議員に説明した。その後、土山氏の進行で、高校生と議員が少人数のグループに分かれて意見交換。前半と後半でメンバーを入れ替え、より多くの人と対話できる「シカケ」を用いた。話し合った内容は、各自が付箋に書き込み、議場内に設置したホワイトボードに貼り付けて、全員で情報共有した。

土山氏は講評で「(話し合った内容が)どう活かされていくかは、これからの議会の中での議論にかかっている」と述べた上で、高校生に向けて「自分のたちの声をもっと聞いてほしい」と思ったら、(議会へ)遠慮なく声を出してほしい」と語り掛けた。

#### ◇事前に「学校との連携が重要」

終了後、参加者数人が取材に応じた。小林昭式議長は「高校生は見ているところが非常に素直。インターネットで調べただけではなく、現地を見に行ったり、しっかり意見をまとめている」と感心し

### 議会の主権者教育、高校生と対話

## 地方自治への関心を高める「政策提案」

た。その上で、高校生の意見を今後の議会活動に活かしていく考えを示した。

高校生議会の開催に当たっては、担当議員が事前に高校側と打ち合わせを重ねたという。これに関し、石川智子議会議会改革特別委員長は「学校との連携は非常に重要。これを密にやらないと、当日の充実した議論につながる」と強調。また、「担当議員以外にも(高校生議会に向けた)共通認識を持ってもらえるように、事前に説明する機会を設けた」と語った。

#### ◇議会は「話しやすい雰囲気」

知立東高校2年の香西ころさんは、参加するまでは議会に対して「とても厳粛、堅いイメージがあった」とし、「実際は議会の方々が市のことをとても考えていて、すごく話しやすい雰囲気だった」と振り返った。

知立高校2年の二神あみさんは、高校生と議員の話し合いについて「自分で考えて、またそれを(他人と)共有して合わせていくことが大切だと思った。すごく良い体験になった」と笑顔を見せた。



グループに分かれて、高校生と議員が話し合う場面。昨年12月26日、愛知県知立市で。

# 議会



法政大学法学部教授  
土山 希美枝

今回お伝えしたいことは単純で、自治体議会に学生を招いて発言してもらったり学びの場にしてもらったりするのを、「議会」が「主権者教育」していると呼ぶのはやめませんか、ということである。

## 誰がための「高校生議会」か

対象を絞って高校生とするが、最近、多くの議会が高校生議会を開催している。そのことはいいことだ。政治的関心の低下、議員のなり手不足、社会や政治に参加する経験や地域への愛着を感じる機会の不足、議会への不信、市民と自治体議会の間にあるさまざまな隔たりを埋める処方箋として「次代を担う若者の教育」は魅力的に映る。

無関心とか不信とか言われているが、多くの学生たちは、直接向かい合って話し合うと素直だ。筆者も大学生と自治体議員との対話の機会をワークショップ形式で設定しなことがあるが、政治家や政治になんとも身構えていたり警戒したりしてはいたはずなのに、短時間の語りだせんなら感銘を受けるの。というほどの反応に驚いたことがある。もちろんそれは、「大人」から好評価を得るためのお作法としての反応だったり、政治家との初

めの出会いという状況によるものだったりしたのかも知れないが。それを翻引いても、「自治体の、地域のために熱い思いを持って動き、それを生業にする」存在との初めて対話し、学生を刺激するものであった。

議員にとっても、自分を尊重してくれ、耳を傾けてくれ、関心を持ってくれる若者と出会い語ることは嬉しい機会だろう。

だからと言って、高校生議会を主権者教育と議会が称するのは、教育を軽くみてはいないか。どの能力を伸ばすためにどのようなプログラムを、授業時間数という制約をふまえて設計し、教える技術の資格をもつ教師が担当しても、能力を取得させることは簡単ではない。ましてや、よくなる高校生を派遣

してもらって、先生に手を入れてもらった作文を朗読してもらい、拍手して「大人」の立場からのコメントで締めような機会にとどまるのであれば、それでよろして「教えるて」たと言えらるだろうか。

高校側が、議会という「場」を使って、教育の一環としてまた効果を高める機会として活用することは有益だ。山形県遊佐町のような、政策を実体化する権限と財源をもった実践的教育に差を迫は無いとしても、議会が教育の「場」として活用されるのであれば、そこには意義がある。もちろん、その場を活かす教育プログラムがある前提の話だが。

なお、「主権者教育」という表現にも違和感がある。シチズンシップ教育、市民性教育、政治教育でなく、「主権者」教育なのかも

聞きたいが、本稿では指摘にとどめた。

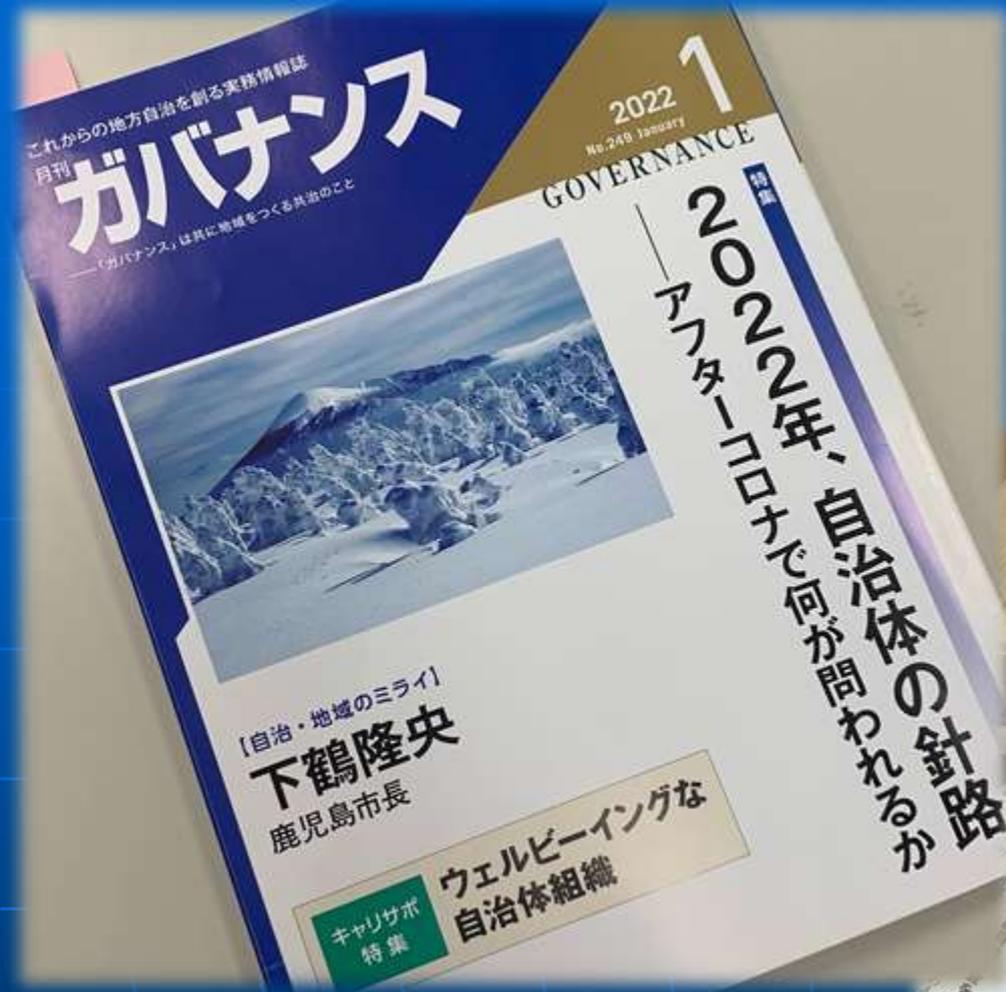
では、議会にとっての高校生議会とは何か。「若き市民の市民参加」を議会が得る機会だ。高校生といえは、すでに選挙権のある市民がいる可能性がある集団だ。現実には進路を目指す3年生の参加は少ないかもしれないが、すべての高校生はもうまもなく選挙権を持つフレシブルな市民、あるいはすでに選挙権をもった成人である。「若き市民の市民参加」それ自体が議会にとって重要ではないか。

当然、高校生議会が「高校生を議会が教育する」場なのか、「若き市民の市民参加」の場なのかで、議会の向きあいかたは変わってくる。

若き市民の声をどのように受け止め、政策に活かすのか、議会には応答する責任があり、その対応が、若き市民の政治や議会にたいする信頼に直結する。「声」を、その

の後にとって実りある提言や提案にするなら、議会としては高校生議会を開催する以前から、議会としての受け止めかたを検討し、若き市民に聞きたい視点を伝える対話や情報共有は不可欠だ。教育の機会として活かしたい高校生と、若き市民の参加を求めている高校側と、若き市民の参加を求めている高校側との連携や調整も必要だ。

当日は、その提言や提案をめぐって、議員と若き市民＝高校生との形式的でない意見交換もなくてはならない。議会が市民を教育するとは権高だが、市民と議員が学びあうことなら出来る。努力はかかる。しかし、誰がための高校生議会か。高校、議会、なにより若き市民に価値のある機会にするために、努力をかける価値がある。そのために真摯に尽力する関係者に敬意を表したい。



この他、知立市議会の議会改革の取り組みは、ガバナンス2022年1月号にも掲載されています

議員研修誌

# 地方議会人

2023  
2

共同編集 全国市議会議長会・全国町村議会議長会

## デジタル化は誰のため？



巻頭言 中央常務

■特集

- ▶ デジタル化の光と影／河村和雄
- ▶ 地方議会のデジタル活用3つのポイント／戸村隆幸

■地方議会への経営

第13次地方制度調査会答申を讀む  
／江藤信昭

■現地報告

北海道白老町／千葉県鎌ヶ谷市／  
神奈川県新磯町／愛知県知立市  
／戸村隆幸

■特別寄稿

「議員禁止の緩和」による信頼とその効果  
／栗田 淳

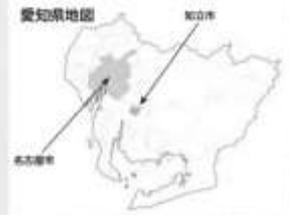
知立市議会のオンライン  
議会改革の取り組みは、  
地方議会人2023年2月号  
にも掲載されています

# 現地 報告

愛知県知立市

活動を止めない、議論を止めない、  
公開を止めない議会へ  
地域住民とつながるためのオンライン議会改革

愛知県知立市議会  
議長



### はじめに

知立市は、愛知県のほぼ中央部に位置する人口約7万2000人（その内、外国人約5000人）、面積16・31㎢で市域がほぼ平坦なコンパクトなまちです。古くは鎌倉街道、近世では東海道五十三次の油壱宿が設置されるなど、交通の要衝として発展してきました。

付近の連続立体交差事業を始めとする市街地整備事業に取り組んでいます。また、都市性格上、外国人の集住率が高まったことにより、地域や教育現場において「多文化共生のまちづくり」も政策課題のひとつとして取り組んでいるところで

### 議会ICT導入の検討と議員の不安

知立市議会のICT化推進および議会オンライン対応への道のりは、平成23年（2011）4月に議会改革検討項目としてタブレツト等の電子機器導入、インターネットLIVE配信等を明示したことに始まります。さらには、平成25年（2013）3月に制定した知立市議会基本条例第22条第2項において、ICT技術の発達を踏まえて多様な手段で議会活動を公開することを努力義務とする条文を規定しました。しかし、その後約10年間は、議場の環境整備や議員と事務局の通信手段の変更、ホームページを活用した情報公開など、議会事務局が主体となる環境整備が進むのみでした。

議員間の格差甚大の不安により、遅々として進まなかった議会ICT化ですが、とある出来事が市議会ICT化推進へのきっかけとなりました。本市議会には市議会だより編集委員会が設置されています。この委員会は法的な位置付けの委員会

### 議会ICT化推進の 第一歩



ご清聴ありがとうございました



知立市議会  
議会改革特別委員会